

整理番号	計調-法申-20
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	通行上支障がないと認められる場合の道路内建築制限の特例許可
概要	建築基準法第44条第1項では、建築物(地盤面下に設ける建築物を除く)又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないと定められていますが、同項第2号に定める、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を緩和することができる旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第44条第1項第2号 ・大阪市建築基準法第44条第1項ただし書許可（第2号関連）取扱要綱 ・建築基準法第44条第1項ただし書許可（第2号関連）の手続き要領 （上記要綱・要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）
審査基準	<p>■適用の範囲について、公衆便所、巡査派出所その他次の各号の一に該当する公益上必要な建築物で、通行上支障がないものについて適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路管理者が道路交通環境の整備、又は道路利用者の利便をはかる目的で設ける建築物 (2) 公共交通機関である路線バス、地下鉄などの事業者が、その利用者の利便をはかる目的で設ける建築物 (3) その他公益上必要な建築物で、市長が特にやむを得ないと認めるもの <p>上記記載のほか、「大阪市建築基準法第44条第1項ただし書許可（第2号関連）取扱要綱」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥33,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。